

村上市統合保育園整備運営事業候補者募集要項

令和8年2月

村上市

村上市(以下「市」という。)では、老朽が著しい市立第一保育園、第二保育園及び山居町保育園を統合し、新たに認可保育所の整備及び運営を行う事業者の候補者(以下「事業候補者」という。)を次のとおり募集する。

1 募集事業候補者

市が所有する村上総合病院跡地の一部を含む敷地に、自ら新たな認可保育所の設置及び運営を行おうとする事業候補者を募集する。

2 募集対象施設

(1)施設の種別 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に規定する新潟県知事の認可を受けて開設する認可保育所(以下「保育園」という。)

(2)設置場所 村上市田端町3377番12ほか9筆 4,887.86㎡

※「3 設置場所」参照

※都市計画区域内(非線引き) 第一種住居地域

(3)施設の規模 認可定員200名

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
20	30	32	38	38	42	200

(4)募集数 1施設

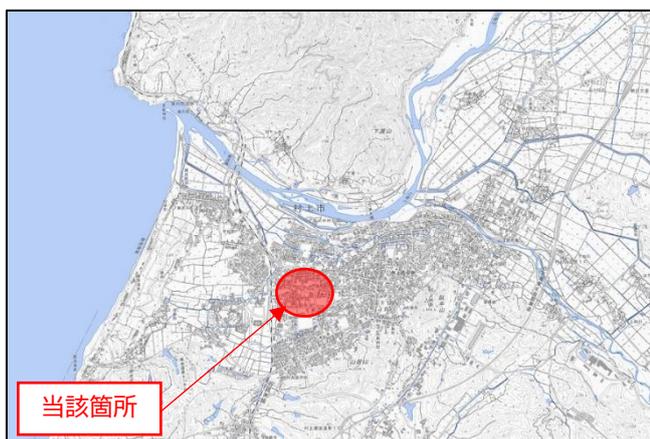
(5)開園の時期 令和10年4月1日

(6)定員設定 ア)0歳児から5歳児までの児童を受け入れること。(2号、3号認定の受入枠は、それぞれ学齢毎に設けることを原則とする。)

イ)2号及び3号の入園については、本市が決定した児童を受け入れること。

3 設置場所

広域図

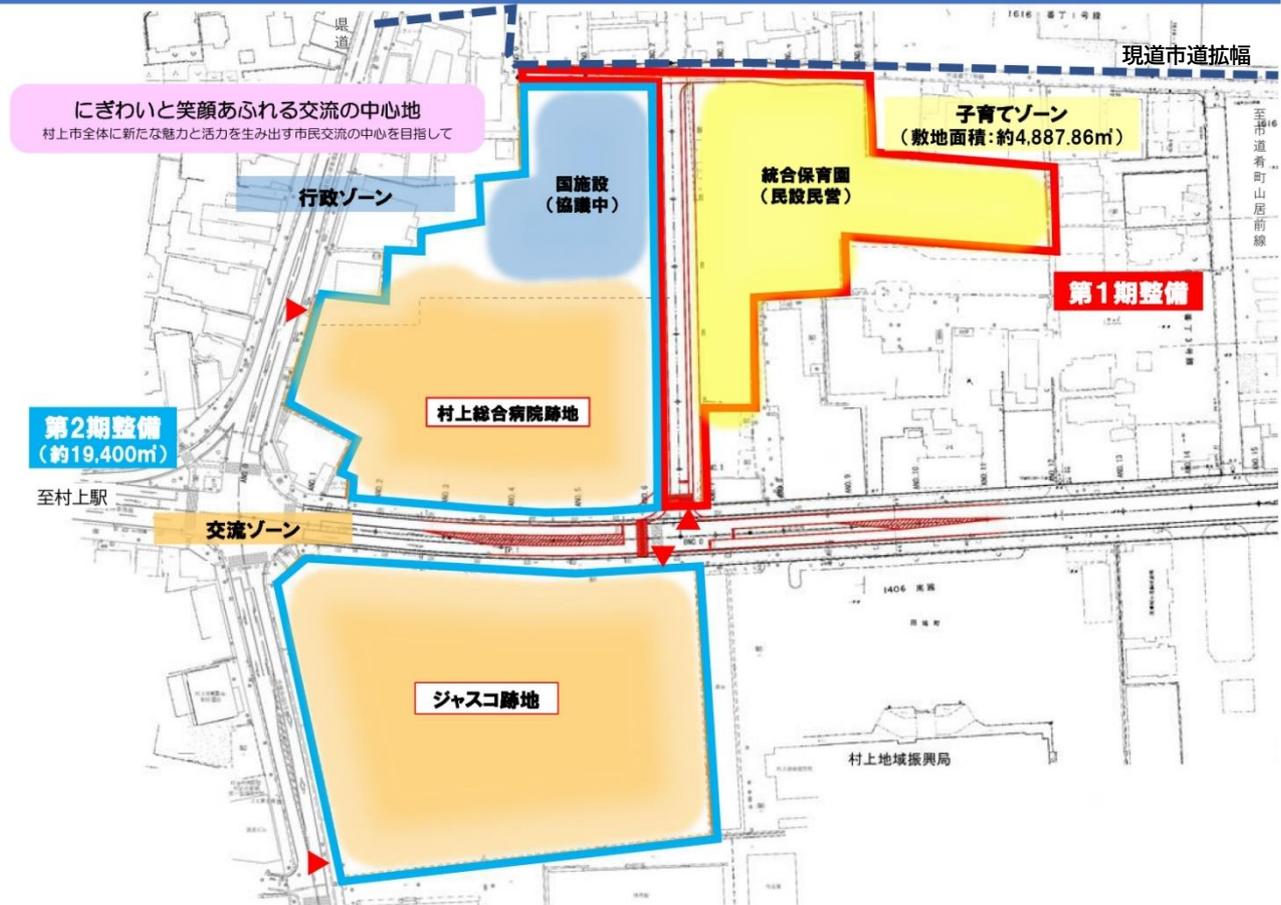


周辺図



計画図

～ 村上駅周辺まちづくり事業 ～ 《大規模跡地の利活用》



4 施設用地の概要

「3 設置場所」の土地について、市が造成工事を実施したうえで、村上市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成20年村上市条例第67号)に基づき、無償で貸付することとする。

市が行う造成工事の範囲については、村上市下水道(雨水)計画に整合した排水方向で造成し、隣接地との高低差を処理するため、擁壁等(境界部に高低差が生じない箇所は、地先境界ブロック)を設置するものとする。

なお、統合保育園の施設整備については、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の開発行為に当たるため、村上市開発行為等指導要綱に基づき、必要な手続き及び対策を講じなければならないことに注意すること(上下水道及び都市ガスの引込等、調整池等の設置検討と設置する場合の施工・管理については、事業者負担であること等)。

5 応募条件等

応募できる事業者は、以下の条件の全てを満たす者とする。

- (1)認定こども園又は認可保育所の施設運営を応募する日までに1年以上行っていること。
- (2)通常の保育業務のほか、延長保育事業を実施する等、本市の教育・保育及び子育て支援施策を理解し、積極的に協力すること。

- (3)概ね令和10年2月末日までに建築工事を完成し、令和10年4月1日に開園できること。
- (4)事業を遂行できる十分な資力、知識、技術能力等を有し、継続的に安定した施設運営が行えること(直近3期分の収支状況が黒字であること)。
- (5)資金計画及び事業計画が確実であり、施設整備及び運営等にあたり、十分な資力を有し、自己資金に係る負担が確実に行えること。なお、建設に係る資金計画に当たっては、開園時期までの物価上昇等を見込んで提案すること。
- (6)現に運営している施設について、所管庁の直近の監査・実施指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (7)法人及び代表者について国税、地方税を滞納していないこと。
- (8)会社更生法又は民事再生法に規定する更生又は再生手続きを開始していないこと。又は、破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。破産者であっても復権を得ていること。
- (9)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある法人でないこと。
- (10)経営者(経営を担当する当該法人の役員)について社会福祉事業に熱意と見識を有した、良好な事業実績がある事業者であること。
- (11)保育園を設置する土地は、市から借受けし、当該土地に建設すること。
- (12)施設は、当該目的以外に使用しないこと。ただし、市が承認した場合は、この限りでない。
- (13)保育園に係る土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、事業者自らが負担すること。
- (14)役員等に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - ②参加申込書提出時点で「村上市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成20年村上市告示第8号)」に基づく指名停止を受けている者
 - ③会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正・再生手続き中の者
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に規定する暴力団、又は同法第2条第1項第6号に規定する暴力団員
 - ⑤国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
 - ⑥破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に拘禁以上の刑に処せられてる者

6 設置運営条件

設置及び運営にあたり、以下の項目全てに該当することを条件とする。

(1)設置運営

- ① 令和10年4月1日に運営を開始すること。
- ② 施設の整備及び運営に当たっては、次の法令及び条例並びに基準等を遵守すること。
 - (ア) こども基本法(令和4年法律第77号)
 - (イ) 児童福祉法
 - (ウ) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)
 - (エ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

- (オ) 新潟県子ども条例(令和6年新潟県条例第25号)
 - (力) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第46号)
 - (キ) 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年村上市条例第41号)
 - (ク) 村上市保育園職員配置基準
 - (ケ) その他関係法令(都市計画法、建築基準法、消防法、食品衛生法等)
- ③ 事業者自らが保育園を運営すること。
 - ④ 土地賃借については市有財産使用貸借契約によって、貸付期間を契約に基づく日から30年間として締結する。(建設等に要する期間については、行政財産の使用によるものとする。)
 - ⑤ 土地賃借料は、無償貸付とする。
 - ⑥ 村上駅周辺まちづくりプラン(基本構想)の大規模跡地利活用として各施設が整備されたときは、それらとの連携に努めること。
 - ⑦ 施設の構造は、木造(不動産登記上、木造として登記可能なもの)とし、外壁及び内装(床や壁など)については、市産材による木質化を図り児童の木育に配慮すること。施設の意匠は、村上市景観計画における村上駅前区域の景観形成に関する方針に沿い、木材の質感を損なわないデザインとすること。
 - ⑧ 未満児室は床暖房を設置すると共に、フローリング等の木材を使用すること。
 - ⑨ 当該地は、村上市洪水・土砂災害ハザードマップによる洪水想定浸水深 0.5m~3.0m未満の区域となるため、水害対策を講じること。
 - ⑩ 災害時に、在園児の安全確保を最優先とした上で、市からの求めに応じ、子どもや子育て中の家庭に限定した避難所として保育園を開放すること。
 - ⑪ 太陽光発電などの再生可能エネルギー導入による環境対策を施し、停電等の非常時に対応した設備を備えること。
 - ⑫ 敷地内に、車による送迎に対応するため、定員に見合った駐車スペースを確保すること。
 - ⑬ 敷地内に、保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車駐輪場所を設けること。
 - ⑭ 敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車の駐停車スペースを確保すること。なお、職員駐車場を含め、敷地内に駐車スペースを確保できない場合については、事業候補者が別に確保するものとする。
 - ⑮ 敷地内に基準上必要な面積分の園庭を設けること。
 - ⑯ 設置場所にある井戸(付帯設備含む。)については、市道消雪用として市が使用するものであるため、施設の整備に当たっては、井戸の管理上支障とならないように配慮するとともに、井戸管理のための敷地内への立ち入りに協力すること。なお、保育園敷地内の消雪等に利用する場合は、市と協議の上、事業者の経費負担により利用できるものとする。
 - ⑰ 保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。
 - ⑱ 保育園に勤務する職員の資質向上とあわせ、適切な処遇を図ること。
 - ⑲ 保育園運営のための新たな雇用については、現在就労中の会計年度任用職員の雇用と市内在住者からの職員採用を積極的に図ること。
 - ⑳ 保育の質の確保・保育サービスの向上を図るため、運営開始後第三者評価を受審し情報を公開すること。また、市が設置する保育園との同一性を確保するため、必要な会議等に職員を派遣すること。
 - ㉑ 設置運営において、上記条件以外については事業者の自由な発想で行えるものとする。

(2)保育計画

- ① 「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」を遵守し、子どもの最善の利益の保障を第一義とする保育所保育を目指すとともに、地域の保育ニーズに対応した特色のある保育計画を作成すること。
- ② 生後4か月以上児から5歳児までの全ての児童を受け入れること。あわせて、進級時の児童の受け入れを確保できる定員構成にすること。
- ③ 延長保育は、保護者のニーズに対応した時間帯で必ず実施すること。
- ④ 休日保育、障害児保育、病児保育(体調不良児対応型)、医療的ケア児保育、一時預かり(一般型)及び地域子育て支援拠点事業の実施並びに地域子育て相談機関を設置すると共に、多様な保育ニーズの対応に努めること。

(3)保育内容

① 開園日(通常保育)

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く月曜日から土曜日

※ただし、休日保育等の実施に伴い、上記以外の開園を妨げるものではない。

② 開園時間(通常保育)

平日・土曜日ともに12時間を下回らないこと。

(4)給食

給食については、当該施設内で調理を行うものとする。

(5)その他

保育料とは別に保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し重要事項説明書を交付の上説明を行い、その同意を得ること。

7 施設整備に係る補助

(1)保育園整備に係る補助について

当該施設の整備に係る補助金額については、市の予算の範囲内としたうえで、「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」及び「村上市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱」に基づき算出した額を見込むものとするが、補助制度の動向により、その金額は変動する場合があります。なお、現段階で令和8年度以降の補助金交付を確約するものではありません。

(2)木造木質化に係る補助について

当該施設整備に係る木造木質化工事に対する補助金額については、市の予算の範囲内としたうえで、「村上市統合保育園木造木質化推進事業補助金交付要綱」に基づき算出した額を見込むものとしませんが、(1)と同様、補助制度の動向によりその金額は変動する場合があります、現段階で令和8年度以降の補助金交付を確約するものではありません。

8 委託費等

(1)委託費

児童福祉法第24条により市が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、利用者負担を市で徴収

し、公定価格に基づき委託費として支弁します。

(2)補助金

以下の特別保育事業等の実績に応じて補助金を支払います。

- ① 一時預かり事業(一般型)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 延長保育事業
- ④ 病児保育事業(体調不良児対応型)
- ⑤ 障害児保育事業
- ⑥ 医療的ケア児保育事業
- ⑦ 地域子育て相談機関

9 応募方法等

(1)参加表明届の提出

① 概要

参加意思を表明する場合は、【別紙1】「参加表明届兼誓約書」に【別紙1添付資料】「業務実績書」の提出をもって行うこととする。

② 提出期限

令和8年3月13日(金)午後5時00分まで

③ 提出方法

様式を記入のうえ持参又は郵送(当日消印有効)により提出してください。

④ 提出場所

村上市役所こども課子育て政策室(本庁舎2F)
(〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号)

(2)応募方法

次の①～④に掲げる書類に必要事項を記入したうえで、⑤～⑫の書類を添えて、後述の「(4)応募書類の受付」に基づき応募してください。

- ① 村上市統合保育園整備運営事業候補者公募申込書……………【様式1】
- ② 施設整備計画書……………【様式2】
- ③ 資金計画書……………【様式3-1、3-2】
- ④ 提案内容に係る記述……………【様式4-1～4-7】
- ⑤ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書
- ⑥ 法人の定款又は寄付行為の写し
- ⑦ 事業者の役員名簿
- ⑧ 事業者の代表者及び施設長予定者の履歴書
- ⑨ 事業者の決算書類(直近3期分の収支計算書、貸借対照表及び財産目録等。ただし、グループ会社がある場合は、連結財務諸表を含む)
- ⑩ 事業者の予算書類(令和7年度分)
- ⑪ 事業者の印鑑証明書(申請者印を証明する書類であって、申請日前3か月以内に発行されたもの)
- ⑫ 国税及び地方税の納税証明書(未納の税額がないことを証明するものであって、本要項の配布開始日

以降に交付されたもの)

(3) 募集要項の配布

① 配布期間

令和8年2月26日(木)から令和8年4月16日(木)まで
(土・日、祝日を除く開庁日)

② 配布時間

午前9時00分から午後5時00分まで

③ 配布場所

村上市役所こども課子育て政策室(本庁舎2F)

募集要項は、村上市ホームページからもダウンロード可。

ホームページアドレス

<http://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/138/tougouhoikuen-bosyu.html>

(4) 質問の受付

① 受付期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月26日(木)午後5時00分まで
(土・日、祝日を除く開庁日)

② 提出方法

【別紙2】「保育園整備運営事業候補者公募に係る質問書」に記入のうえ持参するか、FAX又は電子メールで村上市役所こども課子育て政策室あてに提出してください。

FAX:0254-53-3840

E-mail:kosodate-m@city.murakami.lg.jp

③ 回答方法

期間内に寄せられた質問については、後日、FAX又は電子メールにより回答します。なお、応募者全員に周知すべき内容であると市が判断した場合は、令和8年4月6日(月)午後5時00分までに、村上市ホームページへ掲載します。

(5) 応募書類の受付

① 受付期間

令和8年2月26日(木)から令和8年4月16日(木)まで
(土・日、祝日を除く開庁日)

② 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで

③ 受付場所

村上市役所こども課子育て政策室(本庁舎2F)

(〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号)

④ 提出方法

上記受付場所まで、直接ご持参ください。あわせて、【様式4-1】から【様式4-7】は、データ(Word)にて電子メールでも提出してください。

E-mail:kosodate-m@city.murakami.lg.jp

※1 受付期間を過ぎたものは受理しません。

※2 提出された書類等は返却しません。

※3 応募のために申込者が負担した一切の費用は、申込者の負担とします。

※4 必要に応じて別途資料の提出を求め場合があります。

⑤ 提出書類

【別紙3】「提出書類一覧」のとおり

⑥ 提出部数

正本1部、副本9部、合計10部(資料はA4サイズで綴入。資料番号をインデックスで標示)

※ 書類は、分散しないようA4ファイル等で綴じて提出してください(副本は、複写機による写し可)。

10 提案内容の記載方法

(1)【様式4-1】《団体の理念》

- ① 団体の理念や経営方針、応募された動機を説明してください。
- ② 保育園の使命・役割や運営について、団体の独自性を踏まえ長期的な視点で事業者の考えを説明してください。

(2)【様式4-2】《保育内容》

- ① 年齢ごとの定員、保育目標・ねらい、指導内容について、年齢に応じて提案してください。
- ② 実施したい子育て支援事業の事業内容、職員体制等を事業ごとに提案してください。なお、延長保育、休日保育、障害児保育、病児保育(体調不良児対応型)、医療的ケア児保育、一時預かり(一般型)及び地域子育て支援拠点事業の実施並びに地域子育て相談機関の設置は必須となります。

(3)【様式4-3】《保護者対応》

- ① 子どもの生活状況、健康状態、事故発生や苦情等に対応するため、保護者やその家庭と密接な連絡が取れる体制を整えておくとともに、保護者の不安解消のための支援を行うことが必要です。保護者等との信頼関係を築くための取り組みについて提案してください。

(4)【様式4-4】《地域連携》

- ① 子どもがその地域で生活するという視点で、日常から地域の認定こども園、保育所、幼稚園及び小学校等の関係機関と連携することや、地域住民と交流を図ることが大切です。また、統合保育園の設置場所は、村上駅周辺まちづくりプラン(基本構想)の大規模跡地にあるため、今後整備される交流ゾーンとの連携及び子育て施策の展開が重要となってきます。

このような関係機関との連携や地域との交流等について、どのように取り組むか提案してください。

(5)【様式4-5】《安全対策》

- ① 子どもは、その発達上の特性から事故の発生割合が高く、かつ、子どもの心身に深い影響を及ぼす場合があります。園内外における事故防止のための対策はもとより、災害時等に備えての体制づくりや避難訓練、交通安全のための指導等について、どのように取り組むか提案してください。

(6)【様式4-6】《運営実績》

- ① 団体の財務の健全性、過去及び現在の保育業務実績を記入してください。

(7)【様式4-7】《職員》

- ① 施設長をはじめ、職員全員が積極的かつ主体的に研修に参加できるような環境づくりを心がけ、職員の資質向上を図る必要があります。体系的かつ計画的に研修を実施又は参加するためにどのように取り組むか提案してください。
- ② 充実した保育運営には、ゆとりを持った保育士数の確保、経験豊かな保育士の配置、看護師、栄養士、

事務員、調理員等の専門職員の配置が大切です。当該施設を運営するに当たって、どのような職員の配置を考えているか、年齢児ごとの定員、最低基準上の保育士数を示したうえで、保育士やその他の専門職員を配置しての運営体制を提案、説明してください。

- ③ 職員がやりがいをもって勤務できるよう、職員に対する適切な処遇を図ることも必要です。当該施設を運営するに当たって、職員に対する賃金体系や福利厚生等についてどのように取り組むのか提案してください。あわせて、取り組むことによって見込まれる効果について説明してください。

11 選定及び決定

- (1) 選定は、提出された書類の審査及び面接審査を行い、【別紙4】「保育園公募選定採点基準」により、市が設置する「村上市統合保育園等整備運営事業審議会」(以下「審議会」という。)において審査した後、最終的に市長が決定します。

なお、審議会の構成、委員の職、氏名は、原則として非公開とします。

- (2) 選定方法は、応募書類による書類審査のほか、面接審査として、代表者及び施設長予定者等のプレゼンテーションの後、審議会によるヒアリングを行います。

- (3) 面接審査の実施方法等について

- ① 面接審査の日程は、令和8年4月27日(月)を予定しています。なお、詳細については、該当者に後日通知します。
- ② 審査の実施時間は、1事業者当たりの持ち時間を50分とし、「プレゼンテーション20分」「ヒアリング20分」「準備5分・撤収5分」として実施します。
- ③ プレゼンテーション時に提案できる内容は、申請された書類に記載された範囲とします。
- ④ プレゼンテーションの実施方法は自由形式とします。よって、パソコン等の電子機器を用いて行うことも可能となります。なお、電子機器を使用する場合、モニターについては市において準備しますが、それ以外は各自用意することとなります。
- ⑤ 事業者が1社のみであっても、参加資格を有する事業者であればプレゼンテーションを実施します。
- ⑥ 事業者が1社のみであっても、【別紙4】に定める採点基準により評価した結果、6割に満たない場合は決定とはなりません。

- (4) 選定結果については、事業者あてに通知するとともに市ホームページで公表します。

12 全体スケジュール(予定)

時 期	内 容
令和8年 2月26日(木)から 令和8年 4月16日(木)まで	募集要項の配布
令和8年 3月13日(金)	参加表明書提出期限
令和8年 2月26日(木)から 令和8年 3月26日(木)まで	質問の受付
令和8年 2月26日(木)から 令和8年 4月16日(木)まで	応募書類の受付(50日間)
令和8年 4月27日(月)予定	面接審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)
令和8年 5月12日(火)予定	事業候補者の決定

13 事業者決定後の手続き

(1)協定の締結(令和8年5月)

提案内容の確実な履行のために、市と決定事業者の間で協定を締結します。なお、運営については土地貸借契約の期間に合わせ30年間継続することを原則としますが、協定の期間は5年を基本(初回については、終期を令和13年3月31日)とし、更新時に、市と決定事業者との協議により見直しを図ることとします。

(2)施設整備の協議及び行政財産使用許可申請(令和8年12月から)

決定事業者は、市と施設整備について協議し、行政財産使用について申請・許可行為を行います。

(3)設計及び施工監理業者の決定(令和8年5月から)

施設の基本設計、実施設計及び施工監理を担当する業者は、公共事業等の実績を有する設計及び施工管理業者のうちから決定事業者において決定します。

(4)施工業者の決定(令和9年1月)

施設の施工を担当する業者は、市の入札制度に準じた制限付一般競争入札による市内業者への発注を原則とし、決定事業者において決定します。

(5)施設認可手続き(令和9年度)

事業者決定後の保育園の認可に係る新潟県知事への事前協議は、原則として市こども課において行いますが、施設整備・認可等に係る諸手続きは、決定事業者で行っていただきます。

(6)三者協議会(令和8年6月から令和10年3月)

新たな保育園の運営を開始する前に、保護者、決定事業者及び市による「三者協議会」を設置し、保育園の運営や行事などについて協議することとします。

(7)引継ぎ保育(令和9年6月頃から)

市及び保護者と協議し、期間を定めて実施することとします。

(8)土地貸借契約の締結(令和10年3月)

令和10年4月1日から30年間の市有財産使用貸借契約を締結し、期間終了後の更新については別途協議します。

14 その他留意事項

(1)提出された書類は情報公開の対象となり、請求により、村上市情報公開条例(平成20年村上市条例第20号)の規定に基づき公開する場合があります。

(2)応募者、その関係者及びコンサルタント等から担当者等に対して自らの応募書類・計画内容の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問い合わせは、審査の公平性を期するため、審査の事前・事後ともに受け付けません。

(3)事業候補者として決定された後の応募計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議の上認める場合があります。

(4)事業者決定後において、決定事業者の事由により、令和10年4月1日にこの募集要項に基づく保育園を開設できない場合は、市は決定事業者に対して損害賠償を請求することができるものとします。この場合において、決定事業者は、異議を申し立てることはできないものとします。ただし、特別な事由があ

ると認められる場合は、この限りではありません。

- (5) 決定事業者において、本募集要項に記載された事項に対する虚偽若しくは重大な違反行為があると認めるとき、又はその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。この場合、事業者がすでに要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- (6) 決定事業者は、自己の責任において、地域住民や関係機関との交流、連携及び調整を十分に行ってください。なお、計画の実行に支障があると認められる場合は、決定を取り消すことがあります。
- (7) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び運営に当たっては、関係法令を遵守し、市及び県所管部署の指導に従ってください。事業者決定後であっても、法令の規定等により事業計画の実現が見込まれない等設置、運営が困難と市が判断した場合には決定を取り消すことがあります。
- (8) 土地貸借契約期間満了時に貸付契約の更新手続を行わないとき、又は決定事業者の都合により契約を解除するときは、決定事業者の負担により直ちに原状回復して市に返還するものとします。ただし、市が貸付物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りではありません。

(別紙1)

令和 年 月 日

(宛て先) 村上市長

住 所
名 称
代表者氏名

印

参加表明届 兼 誓約書

当社は、令和8年2月26日に公告のあった村上市統合保育園整備運営事業候補者募集について、提案に係る参加資格要件を満たすことを誓約した上で、本提案への参加を表明します。

担当者氏名
電話番号
F A X
電子メール

業 務 実 績 書

名称 _____

施設名					
施設規模					
運営期間					
業務の概要					

※ 記載件数は、5件以内とすること。(代表実績から順に記載)

※ 過去又は現在における、認定こども園又は認可保育所の業務実績について記入すること。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

保育園整備運営事業候補者公募に係る質問書

村上市こども課 あて

年 月 日

事業者名			
質問者	役職・氏名		所属
	連絡先		
質問事項			

提出書類一覧

事業者	名 称	
	代表者名	
事務担当者	役職・氏名	
	TEL	
	FAX	

資料番号	提出書類	提出
1	村上市統合保育園整備運営事業候補者公募申込書【様式1】	
2	施設整備計画書【様式2】	
3	資金計画書【様式3-1、3-2】	
4	提案内容に係る記述【様式4-1~4-7】	
5	法人登記簿謄本又は登記事項証明書	
6	法人の定款又は寄付行為の写し	
7	事業者の役員名簿	
8	事業者の代表者及び施設長予定者の履歴書	
9	事業者の決算書類(直近3期分の収支計算書、貸借対照表及び財産目録等。ただし、グループ会社がある場合は、連結財務諸表を含む)	
10	事業者の予算書類(令和7年度分)	
11	事業者の印鑑証明書(申請者印を証明する書類であって、申請日前3か月以内に発行されたもの)	
12	国税及び地方税の納税証明書(未納の税額がないことを証明するものであって、本要項の配布開始日以降に交付されたもの)	

〈注意事項〉

※申請者印は、法人の印鑑登録印を押印してください。

※正本1部、副本9部、合計10部提出してください。

※資料は、資料番号をインデックスで標示の上、資料が分散しないようにA4ファイル等で綴じて提出してください。

※当該「提出書類一覧」は、事業者及び事務担当者欄を記入の上提出欄に○を付し、綴じこんだ資料の先頭に添付してください。

※必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

保育園公募選定採点基準

1 採点基準及び配点

評価項目		採点基準	配点
整備	(1) 施設の構造について	市産材をふんだんに取り入れ、子どもの情操教育向上に資すると判断される場合に、優位に評価する	10
	(2) 施設の意匠について	村上駅前区域の景観形成に関する方針及び村上駅周辺まちづくりプラン(基本構想)に則っていると判断される場合に、優位に評価する	10
	(3) 環境対策について	太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入して環境対策を施すと共に、停電時等の非常時の対応が図られていると判断される場合に、優位に評価する	10
運営	(4) 団体の理念及び応募動機、保育園運営の考えについて	①団体の理念や経営方針、応募された動機が高尚かつ信ぴょう性がある場合に、優位に評価する	10
		②保育園の使命・役割や運営について事業者の考えに信念がある場合に、優位に評価する	10
	(5) 保育の内容について	①定員、保育目標、ねらい、指導内容が充実している場合に、優位に評価する	10
		②子育て支援事業の提案内容が充実している場合に、優位に評価する	10
	(6) 保護者等との信頼関係の構築について	保護者等と信頼関係を築くための取組みに説得力がある場合に、優位に評価する	10
	(7) 関係機関との連携及び地域との交流・連携について	関係機関との連携及び地域との交流・連携についての取組みに説得力がある場合に、優位に評価する	10
	(8) 事故防止・安全対策について	施設内外での事故防止対策、災害時等に備えての体制づくりや避難訓練、交通安全のための指導等の取組みが充実している場合に、優位に評価する	10
	(9) 運営管理の物的及び人的能力	団体の財務の健全性、過去及び現在の保育業務実績の裏付けなどが明示されている場合に、優位に評価する	10

運 営	(10) 職員の研修について	職員の資質向上のため、職員配置状況や全体業務などに留意した体系的、計画的な研修を実施、参加するための取組みが充実している場合に、優位に評価する	10
	(11) 職員の資質向上について	職員の育成・研修について具体的な計画を有し、不適切保育の未然防止や職員の資質向上に十分期待できると判断される場合に、優位に評価する	10
	(12) 職員の配置について	年齢児ごとの定員、最低基準上の保育士数及び保育士やその他の専門職員を配置しての運営体制が充実している場合に、優位に評価する	10
	(13) 職員の処遇について	職員の賃金体系や福利厚生等の適切な処遇に関する取組みが充実している場合に、優位に評価する	10
		合 計	150

2 採点基準

評価基準	評価係数
優れている	1.0
やや優れている	0.8
普通	0.6
やや劣る	0.4
劣る	0.2

※各選定委員の評価点を、以下のとおり算定する。

$$\text{評価点} = \text{配点} \times \text{評価係数}$$

3 選定方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、各委員の評価点の合計が最も高い者を事業候補者として選定します。ただし、適切な提案がない場合には、事業候補者を選定せずプロポーザルの手続きを中止するものとします。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、評価項目(4)～(7)の合計点の高い者を選定するものとし、それでも決まらない場合は、委員長が決定するものとします。